

## 「いまばり・いのくち海の駅」のご使用について

- 1 係留する場合は、事前に電話連絡等による使用許可申請が必要となります。
  - \* 原則入港日の10日前までに申請してください。
  - \* 使用できる船舶は、クルージングによる観光又は休憩を主目的としたプレジャーボート(漁船タイプを除く)とする。
- 2 ビジターバース数は1隻で、係留可能船舶は77フィートまでです。
- 3 使用料は、下記のとおりです。
  - ① 係船料 係留1回総トン数1トンにつき24時間までごとに2,100円
  - ② 利用料 1日につき500円(1日の基準は午前0時)
    - \* 使用料の支払は、入港時に係員が全額を現金徴収いたします。
    - \* 都合により出港日時が早くなっても、利用料金の還付には応じられません。
- 4 使用期間は、原則3日以内です。
- 5 係留場所は、上浦港(井ノ口地区)浮き桟橋の海から見て左側です。
- 6 係留方法は、入船とし、係留船舶へのロングサイドは認められません。
- 7 先に使用している船舶がある場合は、係留できないこともありますのでご了承ください。
- 8 他の船舶の航行もありますので、入出港の際は十分注意してください。
- 9 港内で発生した事故、トラブル、損害等の諸問題については、全て自己の責任において処理することとし、管理者は一切の責任を負いません。
- 10 その他不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問合せください。

### 申請手続きの流れ

#### 【基本】

- ① 事前の連絡 ⇒ ② 使用申請書の提出 ⇒ ③ 入港・使用許可・係留 ⇒ ④ 使用料の支払 ⇒ ⑤ 出港

#### 【急を要する場合】

- ① 事前の連絡 ⇒ ② 入港・係留 ⇒ ③ 使用申請書の提出・使用許可 ⇒ ④ 使用料の支払 ⇒ ⑤ 出港

### 連絡先(受付時間)

今治市 上浦支所 産業建設課

TEL 0897-87-3000(平日8:30から17:00まで)

FAX 0897-87-2237

\* 土、日、祝日は閉庁につき受付できません。